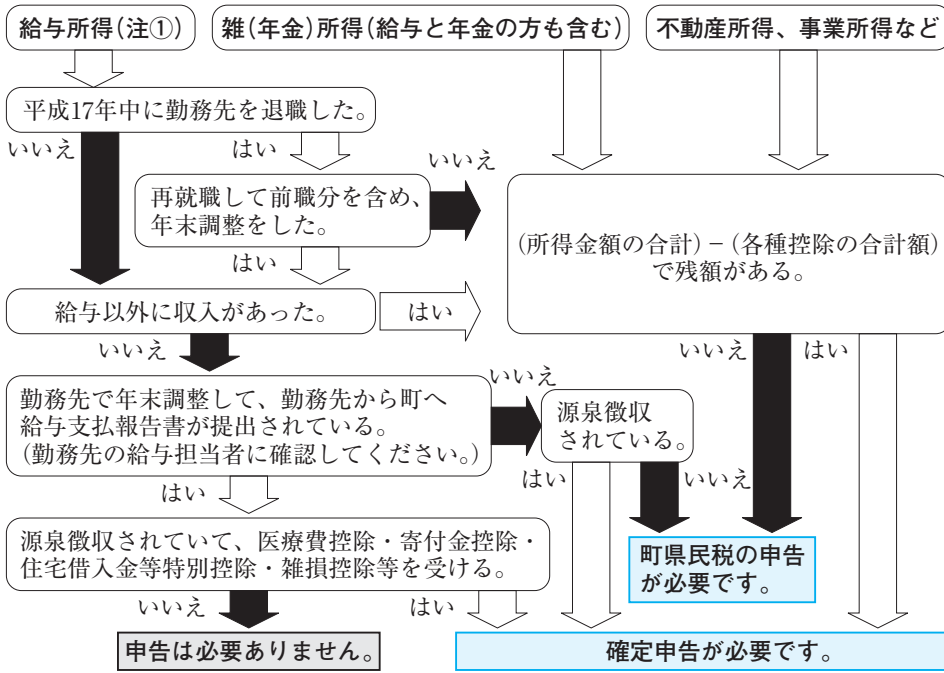


表2

～ あなたはどの申告が必要？～



(注①)次に当てはまる方は必ず確定申告をしなければなりません。

- 平成17年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与以外の収入が20万円を超える方
- 2ヵ所以上から給与の支払いを受けている方
- 不動産やゴルフ会員権などの資産を売った方

表3

～ 申告会場の案内～

| | 税務署での申告 | 町での申告 |
|------|---|---|
| 申告内容 | すべての確定申告 | 町県民税申告 簡易な確定申告(申告書A) ※住宅借入金等特別控除・各種譲渡所得・繰越損失・青色申告等の方は税務署での申告をお願いします。 |
| 場所 | 平塚駅ビル6階ラスカホール | 国府支所 2月13日(月)・14日(火) 保健センター 2月16日(木)～21日(火) 役場4階第1会議室 2月22日(水)～3月15日(水) |
| 設置期間 | 1月26日(木)～3月27日(月) ※土・日・祝日は除く。ただし、 2月19日(日)・26日(日)は開場します。 ※申告期間は2月16日(木)～3月15日(水) | 2月13日～21日(15日を除く)は、税理士会による無料相談会を開催します。 |
| 時間 | ○申告書作成のアドバイス 午前9時～午後5時 ○申告書等の配布・收受 午前8時30分～午後5時 | ※詳しくは『所得税と町県民税の申告のご案内』を参照ください。 |
| 持ち物 | ○必要なもの ・申告書 ・印鑑(認印でも可) ・源泉徴収票など平成17年中の所得の証明になるもの ○控除を受ける場合必要なもの ・社会保険料を支払ったことの証明書 ・生命保険料や損害保険料を支払ったことの証明書 ・医療費の領収書と保険金等で補てんされる金額のメモなど (医療費の領収書は金額の合計を出しまとめてお持ちくださるようお願いいたします。) ・障害者手帳など障害者の証明になるもの ・確定申告で還付金が生じる場合、申告者名義の振込口座がわかるもの ○円滑な申告のために…… ・前年の申告書の控え ・筆記用具 ・計算機 | |

所得税の還付

- 次のいずれかに該当する方は、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金が申告することにより戻ることがあります。
- ①平成17年中に中途退職した後、再就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方
 - ②給与所得者等で雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金(取得)等特別控除などを受けることが出来る方
 - ③平成17年分の所得が少ない方で総合課税の配当所得や原稿料収入などがある方
 - ④予定納税している方で確定申告の必要がなくなった方

申告の受付・相談

確定申告の会場が変わります!

すでに広報でお知らせのとおり、例年平塚税務署内に設置されていた確定申告の会場が変更になります。(別表3参照)

期間中、平塚税務署では相談、收受とも行いませんのでご注意ください。

日曜日にも

申告ができます!

申告会場は2月19日(日)と26日(日)の2日間に限り、日曜日も開場しています。

当日は大変混雑することが予想されますので、時間に余裕をもってお出かけください。なお、役場では土・日・祝日の申告受け付けは行っておりません。申告は郵送でも受け付けています。確定申告書は平塚税務署へ、町県民税申告書は役場の税